

監査結果公表第27－7号

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成27年10月29日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	土井田 隆 行
同	吉 村 和三治

記

1 措置の通知

平成26年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知

平成27年10月26日付け 八建都政第276－2号

八尾シティネット株式会社

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 26 年度実施財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

八尾シティネット株式会社

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
2 契約事務等について (1) 八尾シティネット株式会社財務規程では、工事請負、物品購入、業務委託において、予定価格が 130 万円以上のものについては、緊急やむを得ない場合を除き指名競争入札を、130 万円未満のものについては複数の見積もりを徴し選定することと規定されているが、指名競争入札は行われておらず、また、複数の見積もりを徴していないものも見受けられた。一部の契約については、管理上等の理由から、特定業者と随意契約を結ぶこともやむを得ない面もあると考えられることから、年間発注額等の精査をした上で、契約方法について規定等の見直しも含め検討すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 271 852 309">措置状況</td><td data-bbox="852 271 1497 309">1. 措置済(平成 27 年 7 月 1 日)</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="711 309 1497 994">弊社の契約事務のあり方や発注状況等を勘案し、競争契約の方法・随意契約の種別等の基準を示した八尾シティネット株式会社契約規程を策定し、平成 27 年 7 月 1 日より施行しました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 7 月 1 日)	弊社の契約事務のあり方や発注状況等を勘案し、競争契約の方法・随意契約の種別等の基準を示した八尾シティネット株式会社契約規程を策定し、平成 27 年 7 月 1 日より施行しました。	
措置状況	1. 措置済(平成 27 年 7 月 1 日)				
弊社の契約事務のあり方や発注状況等を勘案し、競争契約の方法・随意契約の種別等の基準を示した八尾シティネット株式会社契約規程を策定し、平成 27 年 7 月 1 日より施行しました。					
(2) 業務委託契約等の締結に際し徴している見積書に、提出日が記載されていないものが見受けられたので、適切な事務処理の確保に努めること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 994 852 1032">措置状況</td><td data-bbox="852 994 1497 1032">1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="711 1032 1497 1240">業務委託契約等に係る見積書については、提出日の確認に十分留意するよう徹底し、適切な事務処理を行うよう改めました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)	業務委託契約等に係る見積書については、提出日の確認に十分留意するよう徹底し、適切な事務処理を行うよう改めました。	
措置状況	1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)				
業務委託契約等に係る見積書については、提出日の確認に十分留意するよう徹底し、適切な事務処理を行うよう改めました。					
3 文書事務について 稟議書において、八尾シティネット株式会社決裁規程に定められた決裁を受けていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 1240 852 1279">措置状況</td><td data-bbox="852 1240 1497 1279">1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="711 1279 1497 1476">弊社決裁規程に基づく決裁を得るよう改めました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)	弊社決裁規程に基づく決裁を得るよう改めました。	
措置状況	1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)				
弊社決裁規程に基づく決裁を得るよう改めました。					
4 財務帳票の管理について 総勘定元帳において、一部綴り漏れが見受けられたが、総勘定元帳は貸借対照表等を作成する元になるものであるため、適正な事務処理を行うこと。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 1476 852 1514">措置状況</td><td data-bbox="852 1476 1497 1514">1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="711 1514 1497 1729">総勘定元帳の綴りもれについては是正しました。今後、月単位で確認するよう改めました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)	総勘定元帳の綴りもれについては是正しました。今後、月単位で確認するよう改めました。	
措置状況	1. 措置済(平成 27 年 3 月 1 日)				
総勘定元帳の綴りもれについては是正しました。今後、月単位で確認するよう改めました。					

5 指定管理に係る事務等について (1) 指定管理に関する基本協定書において、年度終了後に事業報告書を、6月末、9月末、12月末に業務報告書を、毎月初めに月例報告書の提出を定めているが、四半期ごとの業務報告書が提出されていないので、適切な事務処理を行うこと。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 192 852 230">措置状況</td><td data-bbox="852 192 1495 230">1. 措置済(平成 26 年 4 月 1 日)</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="711 230 1495 546">平成 26 年 4 月からの基本協定書では、四半期ごとの業務報告書の提出は求められていません。今後は、基本協定書の記載事項に基づき適切な報告を行います。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済(平成 26 年 4 月 1 日)	平成 26 年 4 月からの基本協定書では、四半期ごとの業務報告書の提出は求められていません。今後は、基本協定書の記載事項に基づき適切な報告を行います。	
措置状況	1. 措置済(平成 26 年 4 月 1 日)				
平成 26 年 4 月からの基本協定書では、四半期ごとの業務報告書の提出は求められていません。今後は、基本協定書の記載事項に基づき適切な報告を行います。					
(2) 平成 21 年度から平成 25 年度までの指定管理期間における市への納付金の状況を見ると、半分以上が最低納付保証額での納付となっており、当初の納付計画額とは乖離している。平成 26 年度からの指定管理期間においては、出来る限り納付計画額での納付となるよう、更なる経営努力を望むものである。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="711 546 852 584">措置状況</td><td data-bbox="852 546 1495 584">4. その他</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="711 584 1495 938"> 平成 26 年度より 2 施設において指定管理者の指定を受け、5 年間の管理期間をもって運営することとなりました。 初年度は提案事業として照明器具取替え等による経費節減に取り組んでおり、今後更に経営努力に努めます。 </td></tr> </table>	措置状況	4. その他	平成 26 年度より 2 施設において指定管理者の指定を受け、5 年間の管理期間をもって運営することとなりました。 初年度は提案事業として照明器具取替え等による経費節減に取り組んでおり、今後更に経営努力に努めます。	
措置状況	4. その他				
平成 26 年度より 2 施設において指定管理者の指定を受け、5 年間の管理期間をもって運営することとなりました。 初年度は提案事業として照明器具取替え等による経費節減に取り組んでおり、今後更に経営努力に努めます。					